

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
しまむら若柳店・ダイソー宮城若柳店  
栗原市若柳字川南堤通22番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
東日本ダイワ株式会社 代表取締役 安藤 元二  
福島県郡山市朝日三丁目6番3号
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 通行車両等の騒音対策に配慮し、近隣の生活環境に影響を及ぼさないように配慮すること。
  - (2) 廃棄物の適正処理に努めるとともに、保管の際、周囲に飛散等がないよう配慮すること。
  - (3) 出店計画地周辺には迫桜高等学校があり、青少年の出入りが多く見込まれることから、防犯対策（特に夜間）には万全を期すこと。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所
- 6 縦覧期間  
平成20年7月18日から平成20年8月18日まで（ただし、閉庁日を除く。）